

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人北栄町社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年11月15日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回指摘事項については、積極的に取り組み、概ね改善が図られていた。
- ・ 苦情解決については、第三者委員会を開催する等取り組んでいた。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1 評議員について、平成29年度の評議員会の全てを欠席している者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く評議員がいる場合は、当該評議員の改選を検討すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: center;">(審査基準第3の1(3))</p>	<p>現在、理事会及び評議員会の開催について、事務局で、全ての評議員及び役員と日程調整を行い開催している。指摘のあった評議員は、平成30年度6月の定時評議員会には出席していた。</p> <p>今後、欠席の多い役員及び評議員があれば、改選を検討する。</p>
<p>2 計算書類の附属明細書について、次のような状況が見受けられた。</p> <p>① 受配者指定寄附金以外の経常的経費に係る配分金である共同募金配分金収益は、補助金事業収益であるため、補助金事業等収益明細書に記載すべきところ、記載していなかった。</p> <p>② 賞与引当金を計上しているにもかかわらず、引当金明細書の賞与引当金の目的使用欄に期首残高を記載しておらず、当期増加額に期末残高を記載していなかった。</p> <p>③ 引当金明細書の退職給付引当金の期末残高と貸借対照表の当年度末の金額が一致していなかった。</p> <p>④ 積立金・積立資産明細書に退職共済積立資産が記載されていたが、明細書の下段の積立資産の欄に記入すべきところ、上段の積立金の欄に記入しており金額も貸借対照表と一致していなかった。また、摘要欄に積立金を計上せずに積立資産を積み立てる理由を明記していなかった。</p>	<p>計算書類の附属明細書の内容について財務諸表と整合性がとれていないものがあつた。今後は、確認作業及び管理を徹底し、附属明細書は様式に従って作成し、計算書類との整合性をとる。また、会計業務について、会計事務所への業務委託について検討する。</p>

	<p>⑤ 介護保険事業拠点の積立金・積立資産明細書に介護保険積立金、施設整備等積立金の記載がなく、介護保険事業積立資産、施設整備等積立資産が記載されていたが、区分欄に積立資産名を記入するところ、事業名を記入し、摘要欄に積立資産名を記入していた。</p> <p>については、附属明細書の作成について、様式に従って作成し、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>(運用上の取扱い 25 (1)、(2) イ、留意事項 9 (3))</p>	
3	<p>介護保険事業拠点区分から法人運営事業拠点区分及び地域福祉推進事業拠点区分への拠点区分間繰入金支出について、当該施設等の事業活動資金収支差額合計及び当期資金収支差額合計がマイナスになるまで繰入れされていた。</p> <p>施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、当該施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れることができるものであるので留意すること。</p> <p>(老発第 188 号第 2 の 3 (1)、第 3 の 1)</p>	<p>今後、特定の拠点区分について、事業活動資金収支差額合計及び当期資金収支差額合計に資金不足の生じるような拠点区分間繰入支出は行わない。</p>